

特定教育訓練制度の創設について

特定教育訓練 ～概要～

- ✓ 小型旅客船の船舶所有者に対し、初任の船長等の乗組員について、船舶の航行する水域の特性等に応じた操船に関する教育訓練の実施を義務付け。

特定教育訓練 対象者

小型旅客船(海上運送法第2条第2項に規定する人の運送をする船舶運航事業の用に供する総トン数20トン未満の船舶※)の乗組員(当該船舶に乗り組ませようとする者を含む。)

※ 従来、船員法が適用されない「総トン数5トン未満の船舶」「湖、川又は港のみを航行する船舶」も対象

対象者の具体的イメージ

小型旅客船の 船舶所有者



特定教育
訓練を実施

法第5条の船舶所有者：船舶共有の場合は船舶管理人、船舶貸借の場合は船舶借入人、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合はその者(船員派遣の場合、使用する者は派遣先のみ)

改正法第118条の5の特定小型船舶所有者：船舶共有の場合は船舶管理人、船舶貸借の場合は船舶借入人
※乗組員の雇用契約は関係しない。

以下の職務で乗り組ませる者

注：復職船員にも教育訓練を実施

船長



甲板員



甲板部職員
又は部員

その他 乗組員



(左記以外の)輸送の安全の
確保に関する業務を行う者

訓練内容

■ 船舶ごと



■ 航路ごと



■ 主な内容

- ✓ 運航水域の特性
 - ・ 運航水域の気象海象
 - ・ 運航水域における規制
 - ・ 安全管理規程(運航基準含む)
- ✓ 緊急時対応
 - ・ 避難港
 - ・ 救命器具
 - ・ 避難誘導
- ✓ 実船実水訓練
 - ・ 操船
 - ・ 離着棧
 - ・ 無線連絡 等



特定教育訓練の特徴

2部構成

「座学相当(講義)」と「実船実水訓練(実技)」の2部構成。

対象区分

気象・水象等を元に航行する水域を4区分。水域の特性に応じ、その区分ごとに訓練内容等に差異を設けて訓練を実施。

特定教育訓練のステップ

座学相当実施前

訓練実施期間

船長等

運航水域における乗り組み経験
1シーズンから最長2シーズンの
乗り組み経験(一部水域・船長限定)

座学相当(講義)

- ① 乗り組み経験に係る確認テスト(一部水域・船長限定)
- ② 船長等として乗り組むための学習

実船実水訓練(実技)

- ③ ①の確認テストの結果と②で得られた知識を実船の場で体得
- ④ 全ての訓練に関する効果測定

2部構成

「座学相当(講義)」と「実船実水訓練(実技)」では、それぞれ、当該水域における気象・水象、操船、緊急時の対応(避難誘導、避難港の利用等)を訓練

4つの水域

次の観点から、航行する水域で4区分

	影響事項	評価指標
出港判断	気象・水象変化の将来予測	航行時間(長いほど規制強)
操船	波高・風速・航法	航行区域(平水・5海里)
救命	水温	水温

確認テスト

4つの対象区分のうち、上位2区分の水域(厳しい条件下となると考えられる水域)において船長となろうとする者を対象に、当該水域における一定の乗り組み経験により得られた基礎知識等について確認するテストを実施。(上記の①)

効果測定

実船実水訓練終了時、効果測定を実施し合格することが必要。(上記の④)

記録の作成・保存

訓練の記録を作成し、保存。

訓練修了の確認

訓練終了時、船舶所有者が終了を確認。

特定教育訓練のグループ分けについて

区分	概略	具体例
グループ 1 (沿海区域)	<ul style="list-style-type: none"> ● 航行時間2時間を超えて沿海区域以遠を航行する航路であって、水温10℃未満の水域(特定の内海海域を除く) ● 航行時間2時間を超えて5海里以遠を航行する航路であって、水温15℃未満の水域(特定の内海海域を除く) ● 海岸や避難港からの距離、航路距離、海難事故の発生状況その他を勘案して大臣が定める水域 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知床沖遊覧 ・ 釧路沖周遊
グループ 2 (沿海区域)	<ul style="list-style-type: none"> ● 航行時間2時間を超えて5海里以遠を航行する航路(特定の内海海域を除く) ● 航行時間2時間を超えて沿海区域以遠を航行する航路であって、水温15℃未満の水域(特定の内海海域を除く) ● 5海里以遠を航行する航路であって、水温15℃未満の水域(同上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石垣～波照間～西表島～石垣 ・ 菱浦～国賀周遊～菱浦 ・ 網走沖遊覧
グループ 3 (沿海区域)	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記1, 2を除く沿海区域を航行する航路 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下田～石廊崎 ・ 久賀～福江～椛島 ・ 神戸空港～小豆島
グループ 4 (平水区域)	<ul style="list-style-type: none"> ● 平水区域のみを航行する航路 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京湾内屋形船 ・ 尾道水道遊覧

※ 一定期間のみ運航する場合、運航期間中の最低水温による

離岸	航行時間	水温	
5海里 以遠	2時間超え	15℃未満	グループ1
		15℃以上	グループ2
5海里 未満	2時間以内	15℃未満	グループ3
		15℃以上	グループ3
5海里 未満	2時間超え	10℃未満	グループ1
		10℃以上	グループ2
		15℃未満	グループ2
5海里 未満	2時間以内	15℃未満	グループ3
		15℃以上	グループ3
航海距離、海難事故の発生状況その他を勘案して地方運輸局長が適当と認めるとき			グループ1



特定教育訓練の流れについて(船長候補の例)

	確認テスト (乗り組み経験)	履歴 限定	イメージ	
グループ 1 (沿海区域)	○ (2シーズン)	○ (1年)	乗船 履歴限定(1年) 確認テスト 座学相当(運航基準、 避難港等) 実船実水訓練(60回)	船長 効果測定
特例措置 20t未満への代替建造 時等を想定	×	○ (1年)	乗船 履歴限定(1年) 座学相当 実船実水訓練(90回)	船長 効果測定
グループ 2 (沿海区域)	○ (1シーズン)	○ (1年)	乗船 履歴限定(1年) 確認テスト 座学相当 実船実水訓練(30回)	船長 効果測定
特例措置 20t未満への代替建造 時等を想定	×	○ (1年)	乗船 履歴限定(1年) 座学相当 実船実水訓練(60回)	船長 効果測定
グループ 3 (沿海区域)	×	○ (1年)	乗船 履歴限定(1年) 座学相当 実船実水訓練(30回)	船長 効果測定
グループ 4 (平水区域)	×	×	乗船 座学相当 実船訓練15回	船長 効果測定

※1シーズン運航する全ての季節において均一に訓練

- 実船実水訓練
- 運航可否判断
 - 発航前検査
 - 出入港作業
 - 離着棧、操船
 - 見張り、連絡
 - 避難港等
- ※定員外
又は
営業外で
実施

※グループ1・2の特例措置は新規参入時等を想定し、事業の開始や継続に支障がある場合に限り適用

※「2シーズン」とは…夏期運航のみの場合→夏期を2回経験することを示す

特定教育訓練の具体的内容(座学相当・実船実水訓練)について(時間・回数)

●復職船員

グループ1

グループ2及び3

グループ4

項目			船長候補		甲板員候補		その他乗組員候補		船長候補		甲板員候補		その他候補		
			時間・回数		時間・回数		時間・回数		時間・回数		時間・回数		時間・回数		
【講義】 運航水域の 特性、 運航基準 及び 緊急時対応	①	気象・水象、運航水域における危険箇所	●		●		-								
	②	運航水域における規制	●		●		-								
	③	運航基準	●		●		●								
	④	故障、火災、衝突、 座礁及び浸水時の 対応・手順	●	40時間 以上	●	20時間 以上	-	5時間 以上		40時間 以上	20 時間 以上	5時間 以上	20時間 以上	8時間 以上	5時間 以上
	⑤	落水、傷病対応	●		●		●								
	⑥	避難、航行経路からの離脱、救命器具	●		●		●								
【実技】 実船実水訓 練(実技)	⑦	運航可否判断	●		-		-								
	⑧	発航前検査	●		●		-								
	⑨	出入港作業	●	60回以上	●	15回 以上	-	1回 以上		30回以上	15回 以上	1回 以上	15回以上	5回 以上	1回 以上
	⑩	離・着桟※1、操船※1	●		-	※2	-								
	⑪	見張り※1、 航海計器、業務連絡	●		●		-								
	⑫	避難、航行経路からの離脱、救命器具 ※3	●	※4	●	※4	●			※4	※4		※4	※4	

※1 夜間に運航する場合は、当該時間帯において訓練を行い、灯火・灯台等夜間の状況を確認する。

※2 甲板員に離・着桟や操船を行わせる場合には訓練を行う。

※3 運航基準の範囲内において、比較的厳しい状況下で行う。

※4 ⑫のうち、避難港等への離着桟・出入港作業、旅客の避難誘導手順、船内の救命器具の確認にかかる訓練については、特にそれらを主要内容とした訓練回として、1回以上行う(これらを分けて2回以上の形で行うことも可)

※1回のカウント→A~B~Aの周遊:1回、A→B:1回

※⑦~⑫について、1回の運航で実施、それぞれで実施、いずれも可。

特定教育訓練の実施にかかる細目
令和6年3月18日国海員第443号

船員法（昭和22年法律第100号。以下「法」という。）第118条の4及び第118条の5の規定による特定教育訓練は、船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号。以下「規則」という。）、特定教育訓練の内容及び方法の基準等を定める告示（令和6年国土交通省告示第104号。以下

ライ

人の
乗組
員と

以下

各号
和6
新
容に
船長
育を

号下
第1
号で
第1
号し
復職

で運
D船
練を

 国土交通省

小型旅客船の乗組員に対する 特定教育訓練

【ガイドライン】



令和6年3月
国土交通省海事局

 国土交通省

小型旅客船の乗組員に対する 特定教育訓練

【教材ひな形】



令和6年3月
国土交通省海事局

